



## 消費税10%増税は中止に！！ 街頭宣伝行動に10名が参加

10月から予定されている消費税10%増税を前に、8月25日(日)16時から西春駅周辺で増税反対の街頭宣伝行動を行いました。夕方といってもまだまだ日差しも厳しく、蒸し暑さの残る時間帯でしたが、北名古屋市議会議員の渡辺麻衣子さんも応援に駆けつけてくださり、10名で約1時間、『消費税10%やめよまい』とプリントされたうちわや民商の案内の入ったポケットティッシュを配りながら、増税反対を訴えました。



参加した会員からは、『暑いせいもあるけど、うちわだといつもの宣伝ビラよりも渡しやすく、たくさん受け取ってもらえた。』『普段は無視されることの多い若い世代の反応があった。消費税増税について考えるきっかけになってくれるとありがたい。』など感想が寄せられました。

民商では、引き続き10月の消費税増税をストップさせるべく運動を継続して行っています。9月12日に予定されている国会内の署名提出行動で多くの反対署名を提出できるようにご協力ください。先日配布した署名用紙がまだお手元にある方は、署名を集めていただき民商事務所までご持参ください。会員全員参加で消費税増税をストップさせましょう。

## 中小業者に寄り添った行政を ～9月11日(木)愛知県交渉～

民商・愛商連では、9月11日(木)午後2時より、愛知県と来年度の予算編成にあたっての話し合いを行います。県の幹部職員に直接、中小業者の商売や生活の実態を訴え、要望を行う貴重な場となります。話し合う内容は、仕事の確保・融資制度の拡充、税金や国保行政など多岐にわたります。民商会員であればどなたでも参加できますので、積極的にご参加ください。なお、参加を希望される方は、お手数ですが事前に事務局までお知らせください。



## 税金の納付はお済みですか？ ～個人事業税・消費税中間納付～

今年3月の確定申告で、事業所得が290万円を越えた人には個人事業税の納付が義務付けられています。また、確定申告の際、消費税を48万円以上納付した方は、今年の業績に関係なく前年の納付額の一定額を納付しなければなりません。(お手元に納

付書が届いている方が対象者です)

ともに納付期限は9月2日(月)となっています(8月31日が土曜日のため)。ただし、消費税の納税に関しては、急激な業績不振の場合などは申請することによって納付税額を減額できる可能性があります(詳しくは事務局までご相談下さい)。期限内に予定納税を納付できない場合は延滞税が発生しますので、十分に注意して下さい。

民商のなんでも相談 税金・融資・労働保険・税金滞納など…… いますぐお電話でご予約を

会費は15日までに事務局に届けてください 月初めの集金にご協力を ～会計 正岡修～